

大分県報

令和四年
第三四四号
九月二十日

（火曜日）

目次

告示

令和四年県民歯科健康状況実態調査の実施……………一
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………一
漁業災害補償法による共済加入区の設定に関する告示の一部改正……………一
道路区域の変更……………二

大分海区漁業調整委員会告示

伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………二
豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………三
かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………三

公 告

落札者等の公示……………三

○ 告 示

大分県告示第三百八十五号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）及び大分県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十五年大分県条例第五十二号）の規定に基づき、県民歯科健康状況実態調査を次のとおり実施する。

令和四年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的

この調査で本県の歯科健康状況を把握することにより、これまで実施されてきた歯科保健施策及び大分県歯科口腔保健計画「新・歯ッスル大分八〇二〇」の評価並びに今後の歯科保健医療対策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

令和四年九月二十日

二 調査事項

- 性別
- 年齢
- 歯や口の状態
- 歯をみがく頻度
- 歯・補綴の状態
- 歯肉の状態
- 口腔清掃状態

三 調査範囲

県内に居住する十五歳以上の者から性別・年齢階層別に市町村ごとに抽出した約六百人

四 調査期間

令和四年十月一日から同年十一月三十日まで

五 調査方法

調査員による聞き取り調査及び口腔内状況の実態調査により行う。

大分県告示第三百八十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称

佐伯第一加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧佐伯市漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行うもの

大分県告示第三百八十七号

漁業災害補償法による共済加入区の設定に関する告示（平成十四年大分県告示第九百号）の一部を次のとおり改正する。

大分県報（告示）

一

令和四年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

表中

南海部第一加入区

大分県漁業協同組合の地区のうち旧上浦町漁業協同組合の地区

- 一 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち潜水漁業
- 二 法第百四条第二号に掲げる漁業（一に掲げるものを除く。）

を

上浦漁獲加入区

大分県漁業協同組合上浦支店の地区

- 一 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち潜水漁業
- 二 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置網漁業
- 三 法第百四条第二号に掲げる漁業（一及び二に掲げるものを除く。）

に

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年九月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二	国東市安岐町下原字カツラヲ七五二	前	メートル 五二・四 〽二九・八	メートル 四八・四

一三号

番六地内

後

五〇・三
〽二八・二

四八・四

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和四年九月二十日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

- 伊予灘協定水域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた水域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘協定水域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域
- 点ア 大分県大分市関崎
- 点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標
- 点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台
- 点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端
- 点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端
- 点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端
- 点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端
- 点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台
- 点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台
- 点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点
- 点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点
- 点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点
- 点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点
- 点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点
点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点
点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点
点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点
点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間
令和四年十月一日から令和五年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和四年九月二十日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点
点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

（面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）
二 禁止期間等
令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。
ただし、令和四年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和四年九月二十日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点
点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和四年十月一日から令和五年九月三十日まで

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和四年九月二十日

大分県報（大分海区漁調委告示・公告）

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
県立学校ネットワーク不正接続防止システム賃貸借契約（長期継続契約）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県教育庁教育デジタル改革室
大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日
令和四年七月十三日
- 四 落札者の氏名及び住所
N T T ・ T C リース株式会社九州支店 支店長 池 田 拡 光
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
- 五 落札金額
四十六万二千八百二十五円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和四年六月三日